

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年10月7日(月) 15時00分～15時40分
2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室
3. 出席委員 (8人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	(欠番)
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉
4. 議事録署名委員の指名
5. 議事日程：

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	農用地利用集積計画の決定について
議案第6号	農業委員会農業委員の辞任について

報告事項	第1号	農用地利用権配分計画の利用権の解除について
報告事項	第2号	農地利用適正化あっせんの申出について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主事	和颯 玲

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和6年第10回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、9番 山崎委員、1番 尾形委員 をお願いします。

なお、第4条及び第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から4について審議します。
事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 腰越 下ノ台19番1、登記地目、現況地目、共に畑で181㎡の贈与（遺贈）による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都国分寺市にお住いの52歳の方、譲受人は市内腰越にお住いの69歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業に従事していないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を遺贈により譲り受け、トマト、かぼちゃ等を栽培し、農業を始めたいとのことです。

整理番号2 所在地は 広瀬 乙女1405番1、登記地目、現況地目、共に田で2846㎡の使用貸借権の設定による案件です。

貸人は、市内亀ヶ原にお住いの41歳の方、譲受人は市内竹原の法人にです。

事由としては、貸人は借人の希望により貸与します。

譲受人は会社に近いこの農地を譲り受け、水稻を栽培したいとのこ

とです。

ちなみに、申請において所有者は営農型太陽光発電施設を設置しています。

整理番号3 所在地は 江田 平沼 646 番外4筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 10,888 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、千葉市にお住いの 83 歳の方、譲受人は市内江田の法人です。

事由としては、譲渡人は遠方に住んでおり、耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号4 所在地は 江田 上釜井 385 番外3筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 1,995 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、千葉市にお住いの 83 歳の方、譲受人は市内江田にお住いの 43 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠方に住んでおり、耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、飼料作物を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料2ページ、整理番号1 所在地は 広瀬 乙女1405番1、登記地目、現況地目、共に田で、2846㎡の内14.59㎡の案件です。

申請人は市内亀ヶ原にお住いの方です。

転用の事由及び施設は、令和3年に許可された営農型太陽光発電設備の一時転用について3年毎の更新をしたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地農振農用地内ですが、営農型太陽光発電施設は許可できることとなっています。

農地法第4条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第4条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、すでに設置、稼働されており該当しないと考えられます。

よって「許可相当」と判断します。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、営農型太陽光発電施設の更新の申請になります。

2番委員、ご意見等ございますか。

2番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料3ページ、整理番号1 所在地は 浜田 大坪464番、登記地目、田、現況地目、畑で、1738㎡の内357㎡の賃貸借権の設定による案件です。

申請人は市原市にお住いの法人です。

転用の事由及び施設は、資材の搬出先であるキャンプ場の工事が遅れているため、資材置場としての当初の許可期間（令和6年9月15日まで）を1年間延長したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後から令和7年8月31日までとなっていますので、該当しないと考えられます。

よって「許可相当」と判断します。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、資材置場の期間更新の申請になります。
9番委員、ご意見等ございますか。

9番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

議長

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の4から5ページ、整理番号1から3について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料4ページ、整理番号1 所在地は 笠名 新田 1098 番、登記地目、現況地目、共に田で、538 m²の売買による所有権移転の案件です。
申請人は市内正木にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、現在、借家住まいなので、親族が所有し、知り合いの多い申請地に専用住宅を建て、永住したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年11月1日に工事着手し、令和7年4月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2と3(5ページ)は一体での事業ですので、一括して説明いたします。

所在地は 南条 西山居 107 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑が 333 m²については贈与による所有権移転、登記地目、田、現況地目、畑が 38 m²については使用貸借権の設定による案件です。

申請人は市内南条にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、現在、借家住まい(市内大綱)だが、子の成長に伴い、手狭になってきたので、実家に隣接する申請地に専用住宅および進入路を建設して、生活したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められ

ますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年11月1日に工事着手し、令和7年2月28日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

全ての案件について、

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、専用住宅1棟を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号2及び3については、専用住宅1棟及び進入路を建設するための申請になります。

5番委員、ご意見等ございますか。

5番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

議 長

つづきまして、議事日程第5議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料6ページ、整理番号1から6について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。

主 事

整理番号1 所在地は、正木 正木台 4433 番 地目は畑で、面積 956 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 9,560 円、10a 当たり 10,000 円です。貸付者は船橋市にお住まいの方、借受者は正木の方です。設定の期間は令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、水玉 東門 333 番 地目は田で、面積 1,009 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 30 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者は藺の方です。設定の期間は令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号3 所在地は、広瀬 上中川 1427 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,130 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 20,000 円、10a 当たり 4,843 円です。貸付者は市原市にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号4 所在地は、水玉 下ノ原 411 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,073 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 152 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は藺にお住まいの方、借受者も藺の方です。設定の期間は令和 6 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日までの 6 年間で、再設定です。

ここからは中間管理事業による三者一括方式での利用権設定となります。

整理番号 5 所在地は、正木 新作 952 番 地目は田で、面積 1,260 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 6,300 円、10a 当たり 5,000 円です。出し手は正木にお住まいの方、受け手も正木の方です。設定の期間は令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 6 所在地は、正木 新作 951 番 地目は田で、面積 1,731 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 8,655 円、10a 当たり 5,000 円です。出し手は正木にお住まいの方、受け手も正木の方です。設定の期間は令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

以上、合計 6 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、議案第 6 号「農業委員会委員の辞任について」を議題とします。資料の 7 ページをご覧ください。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

副 主 幹

令和 6 年 9 月 27 日付けで、館山市長宛に、6 番 委員から、「辞任届」の提出がありました。

農業委員会等に関する法律第 13 条に、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されています。

「農業委員会の同意」につきましては、農業委員会総会の議決が必要となりますので、本日議案として、上程させていただきました。

辞任の理由につきましては、「健康上の理由により、職務遂行が困難」とのことです。事務局といたしましても、致し方ないものと考え、

同意をお願いするものです。

本日、議決により、農業委員会の同意が得られましたら、任命権者であります、館山市長に辞任届を提出し、同意が得られましたら、本委員の辞任が決定します。

なお、後任の農業委員の補充ですが、館山市農業委員会委員の任命に関する規則第9条に、「市長は、罷免、失職又は辞任により農業委員に欠員が生じたときは、この規則に定める手続きにより、速やかに欠員の補充に務めなければならない」と規定されています。

よって、辞任が決定しましたら、速やかにその準備を進めてまいります。農業委員会等に関する法律第9条に、「市町村長が委員を任命しようとするときは、農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない」と規定されています。

皆様方が、農業委員に任命された時と同様の手順が必要となります。公募及び推薦を経て、市議会の同意を得て、市長が任命するという流れとなります。事務局からは、以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、辞任することに同意してよろしいか、賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

「同意」とするもの全員と認め、「同意」することに、決定いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の8ページ、整理番号1から2について、事務局より説明をお願いします。

主 事

まず、「農用地利用配分計画」は、「農地中間管理事業」による三者での利用権設定において、実際の耕作者となる受け手を定めた計画のことです。

「利用権解除」は、出し手と中間管理機構の設定はそのまま、受け手のみ解約するものです。

では、案件の説明に入ります。

整理番号1 所在地は、水岡 鎮守 1337 番 地目は田で、面積 3,042 m²について、合意解約が成立、解約理由は、経営改善のためです。

整理番号2 所在地は、水岡 山田 1341 番 地目は田で、面積 2,247

	m²について、合意解約が成立、解約理由は、経営改善のためです。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。何か不明な点がありますか。 無いようですので、第1号の報告を終わります。 つづきまして、報告事項第2号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。 資料の9ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。
主任主事	資料の9ページ、整理番号1 所在地は 正木 白沼 1054 番 1 外 5 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計面積は 5,684 m²です。 申出者は市内正木にお住まいの方です。 申出理由は、年齢的や体力的に耕作ができなくなったため処分したいということです。 説明は以上です。
議 長	説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を2名指名します。 あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員2名をお願いすることになっております。那古地区ですので、石井俊之推進委員と渡邊推進委員をお願いします。 何か、不明な点がありますか。 無いようですので、第2号の報告を終わります。 以上で、第10回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。 皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 40 分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉田 恒 雄

館山市農業委員会委員

山崎 日 志

館山市農業委員会委員

尾形 玲子

